

全世代対応型の社会保障制度を構築するための  
健康保険法等の一部を改正する法律  
(令和3年法律第66号)の一部施行について

# 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

(令和3年法律第66号)

## 改正の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、**現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心**というこれまでの社会保障の構造を見直し、**全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」**を構築するため、所要の改正を行う。

## 改正の概要

### 1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

#### (1) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)。政令で規定。

※長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

#### (2) 傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

#### (3) 任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

### 2. 子ども・子育て支援の拡充

#### (1) 育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

#### (2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

### 3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進(予防・健康づくり・重症化予防の強化)

#### ○保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】

- ① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。
- ② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

### 4. その他

(1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

等

## 施行期日

令和4年1月1日(ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日(令和3年6月11日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

保 発 1119 第 1 号  
令和 3 年 11 月 19 日

都 道 府 県 知 事  
市 町 村 長  
地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長  
全 国 健 康 保 険 協 会 理 事 長  
健 康 保 険 組 合 理 事 長  
健 康 保 険 組 合 連 合 会 長

殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号。以下「改正法」という。)の一部の施行に伴い、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第181号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、令和4年1月1日から施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係各位への周知徹底を図り遺漏の無いよう取り扱われたい。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

改正法による健康保険法(大正11年法律第70号)等における改正事項のうち、任意継続被保険者の資格喪失事由に関する事項、傷病手当金の支給期間に関する事項、保健事業における健康診断の情報の活用に関する事項及び高齢者保健事業における特定健康診査等の情報の活用に関する事項を定めるもの。

## 第2 改正の内容

### 1 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)の一部改正(改正省令第1条関係)

#### 任意継続被保険者の資格喪失事由について

改正法第1条により、健康保険法第38条が改正され、任意継続被保険者は、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより保険者に申し出た場合には、その申出が受理された日の属する月の翌月1日に、その資格を喪失することとされることに伴い、当該申出は、被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名及び生年月日を記載した申出書を保険者に提出することによって行うこととする。

#### 傷病手当金の支給期間について

改正法第1条により、健康保険法第99条が改正され、傷病手当金の支給期間が、その支給を始めた日から通算して1年6月間とされることに伴い、当該支給期間の具体的な計算方法を定めることとする。

また、傷病手当金の支給申請書の記載事項として、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病について、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)若しくは同法に基づく条例の規定により、傷病手当金に相当する給付を受け、又は受けようとする場合は、その旨を記載することとする。

#### 保健事業における健康診断の情報の活用について

改正法第1条により、健康保険法第150条が改正され、

保険者は、被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等に対し、当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写し等の提供を求めることができること

被保険者等に係る健康診断に関する記録の写し等を求められた事業者等は、当該記録の写し等を提供しなければならないこととされることに伴い、以下のとおり定める。

イ の「事業者等」は、健康保険法第150条第2項に規定された労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者のほか、その使用する被保険者等に対して法令に基づかず(任意で)健康診断を実施

する事業者その他の者及び船舶所有者とする。

ロ において保険者が提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他健康保険法第150条第1項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって保険者が必要と認める情報とする。

ハ において保険者は、事業者等が法令に基づいて保存している健康診断に関する記録の写しに加え、事業者等が法令に基づかず(任意で)保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しを求めることができる。

ニ において事業者等は、健康診断に関する記録の写し等の提供を、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

( )上記のイからニまでは、健康保険組合連合会が、保健事業を行うに当たって必要があると認めるときに、健康保険組合又は被保険者等を使用している事業者等に対して、当該健康保険組合が保存している医療保険等関連情報又は当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写し等の提供を求める場合についても同様とする。

2 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)の一部改正(改正省令第2条関係)

1 に準じた改正を行うこととする。

3 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)及び実施基準の一部改正(改正省令第3条及び第6条関係)

1 の に準じた改正を行うこととする。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)の一部改正(改正省令第5条関係)

改正法第5条により、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第125条の3が改正され、

後期高齢者医療広域連合及び高齢者保健事業の実施に関して委託を受けた市町村は、被保険者が加入していた保険者に対し特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しの提供を求めることができること

特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しの提供を求められた保険者は、当該記録の写しを提供しなければならないこととされることに伴い、当該記録の写し等の提供方法として、現行の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則で定められている方法に加えて、以下の方法を規定する。

- ・ 電子情報処理組織(電子資格確認(高確法又は医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。))において保険者及び後期高齢者医療広域連合が回答を行う際に使用する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術(電子資格確認において保険者及び後期高齢者医療広域連合が回答を行う際に利用する情報通信の技術をいう。)を利用して提供する方法

### 第3 経過措置(改正省令附則第2条及び第3条関係)

- 1 改正省令第1条の規定による改正後の健康保険法施行規則第84条の3の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、支給を始めた日から起算して1年6月を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例によることとする。
- 2 改正省令第2条の規定による改正後の船員保険法施行規則第69条の3の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して3年を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例によることとする。

### 第4 施行期日

令和4年1月1日